

「コンクリート工事に関する取扱要領」について

大阪府内建築行政連絡協議会

コンクリート工事におけるコンクリートの品質の確保を図り建築物の構造耐力上の安全性を確保するため、一定規模以上の建築物については「コンクリート工事に関する取扱要領」を定め、構造強度に関する規定の適切な運用を図っています。

1. 取扱要領の概要

(1) 適用規模

3以上の階を有し、又は延べ面積が500㎡を超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 など

(2) 主な内容

- ①現場で工事監理又は施工管理する人は、定められた研修を修了した人、又は本協議会が認めた人が従事する。
 ②コンクリートポンプの圧送従事者は、定められた研修を修了した人、又は所定の技能検定試験「コンクリート圧送施工」に合格した人が従事する。
 ③骨材及びコンクリートに関する試験（コンクリートの品質を管理するための試験）のうち、以下の試験は、登録試験所で行う。

試験名	試験項目
・骨材試験	・絶乾密度・吸水率・粒度 ・アルカリシリカ反応性*
・コンクリートの試験 (硬化したコンクリート)	・構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度、コア供試体の圧縮強度* ・塩化物量*

(※は、指示があった場合のみ)

- ④中間検査及び完了検査を受けようとする特定行政庁又は指定確認検査機関に、コンクリート工事着手前に「コンクリート工事施工計画報告書」、検査申請時に「コンクリート工事施工結果報告書」を提出する。

2. 取扱要領に基づく登録試験所

登録試験所は、以下のとおりです。

(令和6年10月1日現在)

登録試験所名	所在地	電話番号	試験項目	有効期限
◎一般財団法人日本建築総合試験所 試験研究センター 本部 材料部	吹田市藤白台五丁目8番1号	06-6872-0391	A B C D	R7.9.30
◎一般財団法人日本品質保証機構 関西試験センター	東大阪市水走3-8-19	072-966-7200	A B C D	R7.9.30
◎株式会社サンゼン 試験室	尼崎市南初島町10-155	06-4868-8061	A C	R8.9.30
◎関西コンクリート試験センター株式会社	八尾市太田新町9丁目137番地	072-920-3288	A	R9.9.30
◎株式会社松本商事 松本コンクリート技術事務所	尼崎市南初島町10番地4	06-6481-5299	A	R9.9.30
◎株式会社ピース 材料試験部 堺試験室	堺市堺区九間町西2丁目2番33号	072-226-0505	A	R8.9.30
◎有限会社ヒカリ 材料試験部	堺市東区八下町1-137-1	072-240-5900	A	R8.9.30
◎株式会社オーテック 技術部 大阪試験センター	大阪市西淀川区福町1丁目1-28	06-6475-3400	A C	R9.9.30
◎インテックナレッジマネジメント株式会社 大阪本社・試験センター	大阪府吹田市南吹田1-9-21	06-6382-0340	A	R8.9.30

【凡例】A: コンクリートの圧縮強度試験、B: 硬化コンクリートの塩化物量測定試験、C: 骨材の絶乾密度・吸水率・粒度試験、D: 骨材のアルカリシリカ反応性試験

【参考】

- ・「コンクリート工事に関する取扱要領」は、以下の大連協 HP に掲載しています。
<https://www.cac-osaka.jp/document/law/inspection.html>

問合せ先
 大阪府内建築行政連絡協議会 構造部会 事務局
 (大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室
 審査指導課 確認・検査グループ) (電話 06-6210-9724)